緑の募金公募事業募集規則

平成 24 年 12 月 11 日制定 平成 27 年 2 月 10 日改正

「緑の募金公募事業」の応募申請者は、次に定める事項に基づき応募するものとする。

1. 事業の目的

国内はもとより地球規模での「国民参加の森林づくり」を図ることを目的に、 森林ボランティアによる森林づくり活動を推進し、もって健全な森林の育成に 資する。

2. 対象事業

公募事業は、全国的又は国際的な見地から行われる先駆的、モデル的な事業で次の(1)又は(2)の要件に該当する事業を対象とし、(3)に該当する場合は対象外とする。

(1) 国内における森林整備・緑化事業

国内で行う次のいずれかに該当する事業とする。

- ① 2以上の都道府県にわたるなど広域的な見地から事業効果の波及が期待される
 - ・ 森林の整備・緑化(植栽・下刈・間伐等の作業。)
 - ・ 緑化推進を目的とするイベントの実施。
- ② 居住する都道府県以外で、若しくは川上と川下が連携して行う森林整備。
- ③ 国民参加の森林づくりの観点から森林ボランテイア育成に資する森林整備。
- ④ その他、上記に準ずる森林整備及び緑化推進を目的とするイベント等。

(2) 国外における森林整備・緑化事業

海外で行う次のいずれかに該当する事業とする。

- ① 砂漠化防止や熱帯林再生のための森林の整備。
- ② 土砂流失防止・水源かん養・薪炭林造成等のための森林の整備。
- ③ 公園・学校の植樹等の緑化。
- ④ 苗畑整備・育苗や緑化推進に資する苗木の配布。
- ⑤ 山火事防止等の森林パトロール、被害調査等の森林保全管理。
- ⑥ その他、上記事業に付帯するセミナーや給水施設整備等。

(3) 対象外とする事業

次のいずれかに該当する事業は、応募できないものとする。

- ① 既に、国又は国の機関から「緑の募金交付金以外」の補助・助成等を受けているもの、または受ける見込みにあるもの。
- ② 特定の事業者の利益のために行われるもの。
- ③ 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの。
- ④ 我が国又は相手国の行政機関の施策の遂行として行われる海外活動。
- ⑤ その他「緑の募金事業」の目的からふさわしくないと判断されるもの。

3. 事業期間

承認通知から1年以内(公告に定める期間)とする。

4. 応募要件

応募できる者は、次の(1)から(3)の要件をすべて具備している団体とする。

- (1) 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
- (2) 交付金の使途に係る条件遵守が確実であること。
- (3) 営利を目的としない民間団体で、次の①から④の要件をすべて満たしていること。
 - ① 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。
 - ② 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。
 - ③自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。
 - ④活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること。

5. 「緑の募金交付金」の交付対象経費

交付の対象となる経費は、次の通りとする。

- N -		£ *\	
科目	区分	細分	交付対象の具体例
行動費	宿泊費	ボランティア の宿泊 費	○集合解散場所(集合解散場所とは、当該ボランティア活動に参加する者の主たる居住地を言う。)から 現地まで相当距離があり、宿泊を必要とする場合に限り計上することができる。ただし、3,000円/人・日を上限とする。なお、この場合食料費は除く。
		公的交通機 関、バス・レンタカー借上 料、燃料費等	○集合解散場所から現地までの交通費について合理的かつ効率的な手段、アクセスで参加人員に応じたもの。○車両等の借り上げ料並びに燃料等(集合解散場所に至る各自の交通経費は対象外とする。)○国際緑化に係る事業の場合は、事業実施国における団体の実施拠点とする。
	保険料	ボランティア 保険等	○当該ボランティア活動に参加する者等の保険 料。
	その他		※ボランティア活動の作業労賃・食料・飲食費は 対象外であることに注意。
環境整備費	作業路整備費	作業道・歩道 等の作業路の 整備委託費	○専門的技術、保有機械等の実態から申請団体の 会員のみでは実施困難な部分のみに係る作業委 託経費。
	地拵·整 地等	植付け準備の整地・土工等	○急傾斜、残存植生の繁茂状況等から申請団体の 会員のみでは実施困難な箇所の地拵、大径木伐 倒作業に係る委託経費。○シカ柵設置等の獣害防止施設設置の委託経費。

	その他	看板等	 ○事業のPR看板・標柱は、努めて自らが作成・設置するものとする。(この場合、材料費のみ対象経費とする。)また、作成を委託にせざるを得ない場合においても作成委託費のみとし、現場設置経費は支給対象としない。 ○当該事業に係るホームページの記載内容変更等に係る経費(緑の募金事業交付対象事業としてその普及啓発の観点から認められるもの。) ※緑の募金事業は、森林ボランティア団体等が行うボランティア活動を支援するのが原則であり、環境整備に係る外部委託経費については、安全上等問題があるなど真に外注せざるを得ないものに限られる。
資材費	機械・器具	チェーンソー、刈払機等購入・借上費	<u> </u>
	11. 1. 16	チルホール等 の借上	○かかり木処理等安全作業に必要な機械・器具等 の借上にかかる経費。
	苗木等		○緑の募金事業(森林の整備・緑化の推進)の目的に合致するとともに、植栽箇所等の条件に適した苗木の購入経費。○植栽に付帯する支柱、獣害等防止施設資材。
			※特殊な樹種、高木(大苗)など通常の植栽資材 と異なる場合は、その旨明記。
	その他	看板資材等の その他資材	○事業のPR看板の材料費。
			※イベントに際して配布するなどのグッズ等で緑の募金交付金に相応しくないものは対象外とする。
資 材 等 運 搬費	運搬費	作業用資材等 の運搬経費	○資材等運搬にかかる経費は、ボランティア活動 に必要な最小限の額を計上(特に個人からの車

			両借上費はレンタル料等と比較するなど、合理的なものであること。) ○通常の手持ち作業用具類の運搬経費は対象外。 ※苗木等の購入資材の運搬経費は、努めて当該資材費に含めて計上。
指導者経費	謝金等	謝金、旅費及び宿泊料	○当該活動を行う上での専門的技術指導等(安全 指導も含む)で申請団体の会員で行うことが困 難な場合に必要な外部講師招聘にかかる経費 (謝金・旅費・宿泊料。) ※外部講師は、当該活動を実施する上で必要な相 応の技術を有する者に限られる。 ※謝金は、著しく高額なものとならないよう根拠 を明確にしておくこと。 また、申請書提出時にはその額を明記するこ と。
事務費	人件費		○事業実施に際しての企画・調整等に要する人件費・旅費(事業費の10%以内、50,000円を上限とする。) ※当該事業にかかる経費として、通常の団体組織運営に係る経費は対象外とする。(以下、事務費にかかる経費も同様。)
	事務用品費		○文房具等。
	印刷費		○印刷用紙、プリンターインク等。
	通信費		○電話料、郵送料等。

6. 交付限度額

公告に定める限度額とする。

7. 応募方法

別に定める「緑の募金公募事業申請書」(規則様式1)によるものとする。 なお、追加資料等を求められた場合は、それに応ずるものとする。

8. 応募先

公告に定めたとおりとする。

9. 応募期間

公告に定めた期間とする。

10. ヒヤリング

国土緑化推進機構は、申請内容確認のため、必要に応じ申請団体を対象とす

るヒヤリングを行うことができるものとする。

11. 採択の決定及び通知

国土緑化推進機構は、応募申請書等について「有識者による事業審査会」で 審査の上、国土緑化推進機構理事会の議決を経て事業の採否を決定し、応募申 請者に通知(規則様式2、3)する。

なお、国土緑化推進機構理事長は、効果的な事業実施及び交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は、当該応募申請事項に修正を加え、又は条件を付することができるものとする。

12. その他

- (1) 交付金の交付等に係る細部事項は、「緑の募金交付金交付要領」に定めるとおりとする。
- (2) 採択された事業の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ① 美しい森林づくり国民運動「フォレスト・サポーターズ」の運動の推進 に努めること。
 - ② 可能な限り毎年 9 月第3日曜日の「森林ボランティアの日」の前後に事業を実施すること。
 - ③ 採択された事業が緑の募金事業であることを認識し、マスコミ等を活用 するなど広くそのPRに努めること。